

1993年11月15日 No. 11

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤一郎

東京都港区新橋3-21-7松本ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334

全国一般全国協

小選挙区並立制に反対し 平和憲法を守ろう！

全国一般労働組合全国協議会中央執行委員会

細川連立政権が発足して三ヶ月が経過しました。非自民内閣ということで社会党も参画した新しい、国民のための政治を期待した人々は高い支持率を細川内閣に与えてきました。

総与党化した国会翼賛政治に

厳しいチェックを

しかし、この間進行し



10・14国民会議主催の集会

ている状況は特徴的なものがあります。政治腐敗を明らかにした金丸一佐川事件の追求でもなく、連日新聞を賑わし、つぎつぎに逮捕者をだしているゼネコン疑惑について国会で全く取り上げられないこともありません。その一方では、テレビ朝日報道局長発言に端を發したマスコミに対する権力介入の強化です。それは、まるで総与党化した国会

であり、翼賛政治に他ならない状況といえます。その国会でいま、政治改革という名の下に小選挙区比例代表並立制への選挙改革案が上程され、成立させられようとしています。

保守二大政党↓

改憲への道をはき

清める

・・・小選挙区制

小選挙区並立制の問題点はすでに多く指摘されています（国民会議パンフを参照）が、真の狙いが、小沢「日本改造計画」にいそつく日本の戦後政治から新たな帝国主義的大国家へ向けた一里塚にしようということなのです。戦後平和と民主主義を守ることを党是としてきた

社会党の最後の解体によって、保守二党制に導き憲法改悪―九条改憲を行ない、自衛隊の海外派兵をいつでも、自由に行

自衛隊法改悪国連常任理事国入りの危険な策動を許すな！
小選挙区制阻止の闘いをひろげよう

小選挙区制を成立させようという動きと並行して、自衛隊法の改悪（邦人救出という名目で自衛隊機による海外派兵へ道を開く）が進められ、また、国連安保理常任理事国入りが画策されている状況があります。

所得税減税をちらつかせて、消費税率を大幅に上げることも政治日程にのぼってきました。

細川連立政権が誕生してわずか三ヶ月の間に、わたしたちが、自民党政権時代に反対し、阻止してきた諸課題が、いっせいに噴き出し、政治の表面に浮かびあがってきています。社会党の変質が、

ない、政治的経済的、軍事的にもアジアに君臨できる大国作りに他なりません。

この政治状況を加速していることは明白です。政治腐敗防止、金権政治の一扫という、最も肝心な点が忘れさられたまま、妥協とりひきの中で選挙制度「改革」―小選挙区制への移行―だけが先行している事態を許すことはできません。

わたしたちは、労働者として、反戦平和を願い、民主主義を守る立場から、この小選挙区並立制成立阻止に全力をあげ、平和憲法を守っていかなくてはなりません。一〇

・一四国民会議集会をふまえ、各地で闘いを広げ、大きなうねりを作りだしていきましょう。

注目!

危険な細川政権の動き...

小選挙区制導入 自衛隊法改悪

細川政権は、「邦人を守れ」を名目に、無制限の自衛隊機を海外派兵する自衛隊法改悪を狙っている。また、小選挙区制の導入によって、「保守二大政党制」や憲法改悪につき進もうとしている。そして、細川政権は、派兵や改憲の大きなス

●東京-11月23日
国際シンポジウム
第一部 分科会 (14時-17時)
「アジアへの経済侵略」
「戦後補償問題」
第二部 「国連常任理事国入り反対国際連帯集会」
(18時-21時)
〔場所〕江東区総合区民センター
(都営新宿線 西大島駅下車)

●関西-11月25日
アジア連帯集会
(18時-21時)
〔場所〕PLP会館(環状線天満下車)

●中部-12月3日
アジア連帯・問う国連常任理事国入り愛知集会
(18時-21時)
〔場所〕名古屋中小企業センター

海外! 理国! 対保! 安理! 隊反! 衛安! 自派! 兵運! 国常! 入り

12・8

アジア共同行動の成功を

十一月国際シンポジウム

り出している。だからこゝろ、日本の侵略の道に反

兵する国連安保理常任理事国」に入る表明を行った。この軍備増強の財源が、消費税率のアップであり、所得税減税の財源など建前にすぎない。細川政権は、かつてのアジア侵略戦争を認め、謝罪するかのポーズを取りながら、実は、「従軍慰安婦」の戦後補償要求に対して「決着済み」と居直り、新たな侵略の道に乘

対するアジアの労働者が国際共同闘争を進展させる必要がある。
昨年きりひらいた、日米軍事同盟と自衛隊海外派兵に反対するアジアキャンペーン。
私達全国一般全国協は、昨年、全労協の仲間と共に、一〇月国際会議

の代表が参加し、日米軍事同盟と日本軍の海外派兵に反対するアジアキャンペーンを行う事を決議した。この決議を受けて、今年の六月にはフィリピン、ネパールでの日本大使館抗議行動、日本での防衛庁抗議行動と、フィリピン、台湾の代表が参加した国際連帯集会(神奈川・東京・名古屋・大阪・京都)が取り組まれ



神奈川県共闘主催 10・21国際連帯集会

リピンバヤン国際部チト氏も連帯アピールを行った。

・台湾・ネパールの代表が参加し、別表に記されたように、東京、関西、中部において、分科会や国際連帯集会が行われる。全国各地で集会を開いてほしい。

た。
そして、この秋にも、日本軍の海外派兵と、日本の国連安保理常任理事国入りに反対して、アジア共同行動が組織される。十月二日には、全国一般神奈川地連も参加する神奈川県共闘が、一〇〇名の仲間を結集し、「国連中心主義」を批判する国際反戦集会を組織した。この集会では、フィ

た。
アジア人民と連帯し、国際集会、国際共同行動にたちあがろう。

また十二月八日には、外務省抗議行動や大久保基地包囲行動が闘われる。去年に引き続き、全国一般全国協は、全労協や地域の仲間と共に、東京、中部、関西の十一月国際シンポジウム、十二月アジア国際共同行動に積極的にとりくむことを決めている。
反戦の闘いとともにたちあがろう。

来年の初春にかけて、労働関連法制の改定がめじろおしである。資本に負けない取り組みを強めよう。

(1) 労基法関係

中央労基審の答申が十二月早い時期に出され、閣議決定の上、年内にも政・省令公布の見込(内容既報)九五年四月施行。

(2) パート労働法関係

本年十二月、法施行にあわせて、労働大臣は「事業者が講ずべき短時間労働者の雇用改善等のための措置に関する指針」を示すことになっている。雇入通知書の交付、就業

規則など十月中にも関係審議会の答申を待つて策定の運び。婦少審は十月十四日「おおむね妥当」と答申。

(3) 女性労働関係

九・二七婦少審は、重要案件につき今後の審議に関する中間まとめを確認。①均等法について引き続き婦人部会で審議し、年内にもひとつの方向を出す。②育児援助については、雇用保険制度の枠組みの中で措置されるよう要望。③介護休暇については、法制化の検討に先立ち、専門的技術的問題を専門家に検討してもらい、その上で婦人部会で具体的に審議していく。この結果女性労働に関する当面の攻防は、均等法と労基法女子保護規定の見直しにしばらくることとなった。すでに日経連では「労務管理問題検討小委員会女性労働問題部会を設置して、地方・業種各団体からの意見を聴取しながら審議会

の審議に対応していく方針」(日経連ダイジェスト) (4) 雇用関連法関係

①高令者雇用安定法の改正について、労働省は年内に建議や答申を得て来春通常国会に上程する段取り。六五才までの雇用機会の確保、高令期の就職支援方策など。②障害者雇用促進法改正のための作業が進められている。③雇用保険法の改正について、十一月中に中央職業安定審議会に諮問し、来春通常国会に法案上程、九五年四月実施へ。中高年の一部の給付を三〇〇六〇日増やす。中高年の一日当たり最高給付額の引上げ、若年層の引下げ、再就職・六〇才定年後の継続雇用で給与が以前の八五%未満の時は、失業していなくても新賃金の約三割を一〇五年補給、育児休業には賃金の二〇%を保障、但し一五%を月々に、五%は一括満了時に、等。

(5) 年金制度—省略—

11.14 労働省交渉

「自教労働者は明年四月一日から四〇時間制適用との確答を得る」

本年六月、週四〇時間制を軸とする労基法改定が成立したが、具体的細部は「命令で定める」とされ、今秋の中央基準審議会に持ちこされた。

これを受け、全労協は、全国一般全国協が中心となり、十月一四日、労働省交渉を行なった。要請項目は、猶予・特例措置の縮小、割増賃金率の引き上げ、一年間の変形制について一日、一週の上

限規制の強化などが中心であった。多くの項目について労働省は、「只今中審で検討をお願いしている。十二月までに結論を出す」とし、具体的回答を回避した。

しかし、今回交渉の具体的課題であった「自動車教習所労働者が猶予措置対象業種に組みかえら

まれる)の変更は検討項目に上がっていない」と回答を得た。

十二月の中央基準審議会の答申、命令の決定時期に向けさらに強い要請行動を労働省に行なっていく。

11/27~28 討論交流合宿

労働組合の核心を問いかける

十月十五日、二八名の連名で「労働組合の核心を問いかける」討論・交流合宿の呼びかけが出された。現時代状況の把握、労働運動専門家の自立と協力の形成、運動現場からの労働運動理念の再構築、労働運動戦略の模索を目標とし、現代日本社会の行き詰まりとその新

を模索する。自由で活発な相互討論と交流の中から、日本の経営の現状に風穴をあける労働運動のありよう

十一月二七日 一三時三〇分十一月二八日一二時
リゾート伊豆 (伊豆急線伊豆大川駅下車)

送迎バスあり

TEL 0557(23) 2567

会費 一〇,〇〇〇円

お問い合わせ参加希望は、全労協気付実行委員会へ、

03(3215)4303

連載 第三回

労基法に注目

めじろおしの労働関連法制の改訂

委託清掃労働者の雇用保障と不当解雇撤回の闘い

神奈川地連清掃部会

神奈川地連清掃部会では、横浜市との全面的な闘いを開始した。

横浜市では、一〇年前から、下水道の整備に伴い、し尿収集委託会社のバキューム車が減車され続け、当時二六四台であったのが、現在八一台となり、人員にすると三分の二の労働者の首が切られてきている。神奈川地連は、こうした事態の中で、横浜市に対して、雇用保障・減車反対を求め闘いを行ってきた。



機子の検認所で横浜市に抗議のスト

しかし横浜市は、こうした組合の要求を無視し、交渉すら一切拒否し続けている。これまでの減車によって減り続けてきた各委託会社の保有車両台数は、来年には平均三七台となり、企業経営自体が困難となり、倒産の危機に瀕している。現場の労働者は高齢者が多く、雇用不安が一層深まってきている。

横浜市清掃業協同組合の現理事長であり、「暴力団の企業舎弟」を自認

する経営者である岩崎が昨年十一月、神奈川地連への加盟を通告した沢口君が、灰皿を投げつけられ、「組合をやめろ、ぶっ殺してやると」脅され、「いくら金が欲しいんだ」と懐柔され、拒否すると翌日、突然解雇されるという事件がおこった。即座に就労闘争を開始、地労委に不当労働行為救済を申し立て、地裁に仮処分を申請した。本年二月わずか三ヶ月の審理で、横浜地裁は、解雇を不当労働行為と認定し、解雇無効の決定を出した。

地労委においても、三人の証人審問を終え、会社側は解雇理由を一切立証できないまま、九月二〇日結審し、近い将来勝利命令が下されようとしている。

二月仮処分決定を受け、四月提訴した地裁本訴についても、地労委の証拠がそのまま採用され、四回の公判だけで、十一月二日結審した。地裁仮処分決定と同様勝利判決は間違いない。

横浜市は、こうした悪徳経営者との癒着を反省せず、悪徳経営者と結託して、減車強行、首切り、組合つぶし攻撃に加担している。



愛媛統一労組第二回大会 嘉飯山合同労組第三〇回大会

十月二四日、松山市において愛媛統一労組本部第二回大会が開催された。宇和島支部、今治支部を中心とした各地からの代議員が参加して統一労組結成以来の闘いを総括し、二年目に向けた方針を確認し運動の発展と組織拡大への決意を誓いあった。

十月二九日、福岡県飯塚市郊外の稲築町労働会館において嘉飯山合同労働組合の各組合は、横浜市を相手どり、地労委に不当労働行為救済の申し立てを行い、横浜市との全面的な、断固とした闘いに突入した。我々は、横浜市による組合つぶしを粉砕し、清掃労働者の雇用保障と大申興業での沢口君の不当解雇撤回まで闘い抜く決意である。ご支援よろしくお願いします。



読む側の立場にたて。誰が読んでいると思うか。見向きもされない紙面つくってどうする。などと、書き手に檄をとばし、心配りをして編集をしてしているつもりです。冴えないものは冴えない、とはっきり言い張り、ああせえ、こうせえとシツタ激励して下さる読者の皆さんの声を心待ちにしています。できあがった紙面を、職場で、ひとりひとりの組合員に、読んだ？、どう？と尋ねまわっています。この文章、誰か読んでくれたかなあ。(K)